別添五十八６・中「、その判定方法については別紙３のとおりとすること。また」を削り、「ものであること。」の下に「また、色度特性の試験方法については5. のとおりとすること。」を加え、同別添６・に次のただし書を加える。

ただし、非交換式光源（電球等）を装着した車幅灯の場合には、5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添五十八別紙⑾を削る。

別添五十九６・中「、その判定方法については別紙３のとおりとすること。また」を削り、「ものであること。」の下に「また、色度特性の試験方法については5. のとおりとすること。」を加え、同別添６・に次のただし書を加える。

ただし、非交換式光源（電球等）を装着した前部上側端灯の場合には、5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添五十九別紙⑾を削る。

別添六十別紙四に次を加える。

3.　反射器は、選択反射が発生しないこと。反射器に照射するために使用する標準光源Ａの三色度座標ｘとｙが、反射器の反射光において、それぞれ0.01以内の変化である場合には、適合しているものとして取り扱う。

別添六十１５・を次のように改める。

5.　灯光の色規定

灯光の色は、別紙２の2. に定める配光特性の測定範囲内において、橙色であることとする。ただし、最後部の側方灯が尾灯、後部上側端灯、後部霧灯若しくは制動灯との集合式、結合式若しくは兼用式である場合又は後部反射器と集合式若しくは発光面を一部共有している場合にあっては、赤色でもよい。配光特性の測定範囲外においては、著しい色のむらがないものであること。また、色度特性の試験方法については6. のとおりとすること。

ただし、非交換式光源（電球等）を装着した側方灯の場合には、6. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添六十１６・１・及び６・２・を次のように改める。

6. 1.　すべての測定は、光度測定及び灯光の色の測定を含め、以下に定める方法で実施する。

6. 1. 1.　交換式光源を装着した側方灯であって、光源電子制御装置によって電圧が制御されないものは、当該装置に使用される無色の標準電球又は定格電球を用い所定の光束（協定規則第37号に規定されたものにあってはその規則に定められた基準光束、ＪＩＳ　Ｃ7506で規定されたものにあってはその規格に定められた試験全光束、その他のものにあっては設計された光束）が得られるように供給電圧を調節すること。

6. 1. 2.　非交換式光源（電球等）を装着した側方灯であって、６Ｖ、12Ｖ又は24Ｖのものは、それぞれ6.75Ｖ、13.5Ｖ又は28.0Ｖを印加するものとする。

6. 1. 3.　光源電子制御装置を側方灯の一部として供給する場合にあっては当該側方灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加し、又は自動車製作者等が電圧を定めていない場合にあっては６Ｖ、12Ｖ又は24Ｖのものはそれぞれ6.75Ｖ、13.5Ｖ又は28.0Ｖを印加するものとする。

6. 1. 4.　光源電子制御装置を側方灯の一部として供給しない場合は、当該側方灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加する。

6. 2.　試験機関は、自動車製作者等に光源及び該当する機能を提供するために必要な光源電子制御装置を要求するものとする。

別添六十１別紙⑶３・１・を次のように改める。

3. 1.　非交換式光源（電球等）の場合：

6. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添六十１別紙⑴を削る。

別添六十四６・中「、その判定方法については別紙３のとおりとすること。また」を削り、「ものであること。」の下に「また、色度特性の試験方法については5. のとおりとすること。」を加え、同別添６・に次のただし書を加える。

ただし、非交換式光源（電球等）を装着した尾灯の場合には、5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添六十四別紙⑴を削る。

別添六十六５・１・及び５・２・を次のように改める。

5. 1.　すべての測定は、光度測定及び灯光の色の測定を含め、以下に定める方法で実施する。

5. 1. 1.　交換式光源を装着した駐車灯であって、光源電子制御装置によって電圧が制御されないものは、当該装置に使用される無色の標準電球又は定格電球を用い所定の光束（協定規則第37号に規定されたものにあってはその規則に定められた基準光束、ＪＩＳ　Ｃ7506で規定されたものにあってはその規格に定められた試験全光束、その他のものにあっては設計された光束）が得られるように供給電圧を調節すること。

5. 1. 2.　非交換式光源（電球等）を装着した駐車灯であって、６Ｖ、12Ｖ又は24Ｖのものは、それぞれ6.75Ｖ、13.5Ｖ又は28.0Ｖを印加するものとする。

5. 1. 3.　光源電子制御装置を駐車灯の一部として供給する場合にあっては当該駐車灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加し、又は自動車製作者等が電圧を定めていない場合にあっては６Ｖ、12Ｖ又は24Ｖのものはそれぞれ6.75Ｖ、13.5Ｖ又は28.0Ｖを印加するものとする。

5. 1. 4.　光源電子制御装置を駐車灯の一部として供給しない場合は、当該駐車灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加する。

5. 2.　試験機関は、自動車製作者等に光源及び該当する機能を提供するために必要な光源電子制御装置を要求するものとする。

別添六十六６・を次のように改める。

6.　灯光の色規定

灯火の色は、別紙２の2. に定める配光特性の測定範囲内において、赤色、白色又は橙色であることとし、配光特性の測定範囲外においては、著しい色のむらがないものであること。また、色度特性の試験方法については5. のとおりとすること。

ただし、非交換式光源（電球等）を装着した駐車灯の場合には、5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添六十六別紙⑶３・１・を次のように改める。

3. 1.　非交換式光源（電球等）の場合：

5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添六十六別紙⑴を削る。

別添六十七６・中「、その判定方法については別紙３のとおりとすること。また」を削り、「ものであること。」の下に「また、色度特性の試験方法については5. のとおりとすること。」を加え、同別添６・に次のただし書を加える。

ただし、非交換式光源（電球等）を装着した後部上側端灯の場合には、5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添六十七別紙⑴を削る。

別添七十６・中「、その判定方法については別紙３のとおりとすること。また」を削り、「ものであること。」の下に「また、色度特性の試験方法については5. のとおりとすること。」を加え、同別添６・に次のただし書を加える。

ただし、非交換式光源（電球等）を装着した制動灯の場合には、5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添七十別紙⑴を削る。